

# 登記所備付地図の作成について（お知らせ）

福井地方法務局

## ◇ 地図作成作業について

福井地方法務局では、平成30年度、**福井市新田塚二丁目の一部の地区**について、不動産登記法第14条第1項に規定する「**登記所備付地図**」を作成します。

地区内の地権者様及び隣接地区の地権者様に対しましては、境界の立会いをお願いするための通知を发出させていただきますので、この地図作成の趣旨を御理解いただき、御協力をよろしくお願いいたします。

## ◇ 作業期間等

作業期間	平成31年3月29日まで
計画機関	福井地方法務局
作業実施機関	あおぞら土地家屋調査士法人

## ◇ 地図作成の効果

「**登記所備付地図**」は、国家基準点に基づいた測量により作成するもので、土地の位置や形状を正確に特定することができるようになります。

その結果、境界標識の亡失、破損等で境界の位置が分からなくなっても、この地図に基づいて境界の位置を復元することができ、また、境界に関する争いを未然に防ぐこともできるようになります。さらに、地図作成がされることにより、土地取引や開発事業の用地取得などを円滑に行うことができ、土地の流動化や有効利用を推進することができます。

## ◇ お問い合わせ・連絡先

〒910-0067  
福井市新田塚一丁目10番29号 新田塚エンビィハイツ102  
福井地方法務局 地図作成現地事務所  
電話（0776）25-0522  
開庁時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

## ◇ 不在時のお問合せ先

〒910-8504  
福井市春山一丁目1番54号（福井春山合同庁舎内）  
福井地方法務局 登記部門筆界特定室  
電話（0776）22-5090（代表）  
開庁時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

平成29・30年度登記所備付地図作成作業実施地区（福井市新田塚二丁目地区）

地図作成区域

